

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 5 号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和 46 年岩手県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基金の額)</p> <p>第 3 条 基金の額は、<u>13,646,000千円</u>とする。</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、知事は、<u>個性豊かな地域づくり推進事業</u>(前条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業で、<u>個性豊かな活力ある地域づくりの推進</u>が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。)を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第 6 条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付利率</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>個性豊かな地域づくり推進事業</u>及び冷害対策事業（第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのものとして知事が定めるものをいう。）に係る資金 年 3.5パーセント以内で規則で定める率</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第 3 条 基金の額は、<u>13,406,000千円</u>とする。</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、知事は、<u>県北沿岸振興事業</u>（前条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業で、<u>県北沿岸地域の振興</u>が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第 6 条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付利率</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県北沿岸振興事業</u>及び冷害対策事業（第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのものとして知事が定めるものをいう。）に係る資金 年 3.5パーセント以内で規則で定める率</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の自治振興基金条例第 4 条の規定により貸し付けられている資金で、同条例第 5 条第 3 項に規定する個性豊かな地域づくり推進事業に係る資金の貸付条件については、なお従前の例による。